

第 9 節 見本持出許可申請関係手続

システムを使用して、関税法第 32 条（見本の一時持出）に規定する手続を行う場合は、この節の定めるところによる。

1 見本持出許可申請

(1) 申請の条件

システム参加保税地域等に蔵置されている貨物で、貨物情報がシステムに登録されている貨物を見本として一時持ち出す場合を対象とする。

ただし、関税法基本通達 32-3（見本の一時持出しに係る包括許可）に規定する申請は、この節による見本持出許可申請の対象外とし、システムによることなく書面により申請する。

(2) 申請手続

「見本持出許可申請」業務（業務コード：MHA）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 貨物管理番号（「貨物管理番号＊」欄）

B/L 番号又は輸出管理番号を必須入力する。

[2] 申請官署（「申請官署」欄）

蔵置場所の管轄税関官署と申請先税関官署が異なる場合に申請先を税関官署コード（「業務コード集」参照）で入力する。

[3] 蔵置場所コード（「蔵置場所」欄）

蔵置場所を保税地域コード（「業務コード集」参照）で入力する。

入力者が自ら管理する保税地域の倉主等である場合は、入力を要しない。

[4] 持出期間開始年月日（「持出期間開始日＊」欄）

持出開始年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[5] 持出期間終了年月日（「終了日＊」欄）

持出終了年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[6] 持出先（「持出先＊」欄）

持出し先を必須入力する。

[7] 持出個数（「個数」欄左）

持出しする見本の個数を入力する。

[8] 個数単位コード（「個数」欄右）

「個数」欄左を入力した場合は、個数の単位を包装種類コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[9] 持出数量（「数量＊」欄左）

持出しする見本の重量又は容積等を必須入力する。

なお、小数点以下第 3 位まで入力することができる。

[10] 数量単位コード（「数量＊」欄右）

持出しする見本の数量の単位を通関用数量換算単位コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[11] 品目コード（「品目」欄）

持出しする見本のHSコード（4桁）を入力する。

[12] 見本の品名（「見本品名＊」欄）

持出しする見本の品名を必須入力する。

[13] 価格（「価格＊」欄左）

持出しする見本の価格を必須入力する。

通貨種別が「JPY」以外の場合は、小数点以下第2位まで入力することができる。

[14] 通貨種別コード（「価格＊」欄右）

通貨コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

[15] 持出事由コード（「持出事由＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
荷主検品	KNP
他法令該当（食品衛生法）	FOD
他法令該当（食品衛生法以外）	LAW
その他	OTH

[16] 記事（「記事」欄）

税関における審査に必要となる事項を入力する。

2 受理又は許可の通知

(1) 受理の通知

見本持出許可申請を受理したときは、次の情報が配信される。

イ 簡易審査扱い（区分1）

即時に許可となり、後記(2)（許可の通知）により情報が配信される。

ロ 書類審査扱い（区分2）

申請者及び税関に次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
見本持出許可 申請控情報	SAL0141	書類審査扱い（区分2）に選定された 場合。	申請者 申請税関 (保税担当部門)

(2) 許可の通知

見本持出許可申請が許可となったときは、次の情報がそれぞれ配信される。

なお、書類審査扱い（区分2）に選定された申請については、税関による審査終了業務により許可となる。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
見本持出許可 通知情報	SAL0151	次のいずれかの条件に該当する場合。 ① 簡易審査扱い（区分1）に選定された。 ② 書類審査扱い（区分2）に選定され、許可となった。	申請者
見本持出許可 貨物情報	SAL0171	蔵置場所が申請者の管理する保税地域でなく、他所蔵置場所でない場合。	貨物が蔵置されている保税地域
見本持出許可 情報	SAL0161	申請官署が蔵置場所を管轄する税関官署と異なる場合。	申請税関 (保税担当部門) 注
			蔵置場所の管轄税関 (保税担当部門)
		申請官署が入力された蔵置場所を管轄する税関官署と同一である場合。	申請税関 (保税担当部門) 注

(注) 書類審査扱いの場合は配信されない。

3 関係書類等の提出

必要に応じて、申告に係る関係書類等の提出を求めるものとする。提出を求められた場合は、「見本持出許可申請控」等の関係書類等を税関（保税担当部門）に提出する。

なお、当該関係書類等の提出にあたっては、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第4節2（添付ファイル登録）による「添付ファイル登録」業務（業務コード：MSB）によることとしても差し支えないものとする。

4 申請の撤回及び許可の取消し

見本持出許可申請について撤回し、又は許可を取り消す場合の手続は、次による。

(1) 撤回及び取消し手続

イ 申請の撤回

申請を撤回する場合は、あらかじめ税関（保税担当部門）に申し出た上で、申請者が行う。

ロ 許可の取消し

申請者は、当該申請に係る許可を取り消す必要がある場合は、「NACCS登録情報変更申出」に見本持出許可の取消しが必要な旨、見本持出許可番号、貨物管理番号及び事由等、必要事項を記入の上、見本持出許可通知書を添付して、税関（保税担当部門）に提出する。

なお、「NACCS登録情報変更申出」の提出については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第2節（汎用申請関係手続）に定める「汎用申請」業務（業務コード：HYS）により提出することもできるが、この場合には見本持出許可通知書の添付を要しない。

税関は取消しを認めた場合に、システムに登録されている見本持出許可の取消しを行う。

見本持出許可が取り消された場合には、管理資料「貨物取扱等一覧データ」（出力情報コード：(SBS1700)）及び「見本持出許可申請一覧データ」（出力コード：CBL4500）に見本持出許可取消日が反映される。

(2) 撤回の方法

「見本持出取消」業務（業務コード：MHC）を利用して、「見本持出許可申請番号＊」欄に見本持出許可申請番号を入力し送信する。

(3) 撤回又は取消しの通知

前記(2)（撤回の方法）により見本持出許可申請が撤回又は取消しされた場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
見本持出取消 通知情報	S A L O 1 8 0	申請の撤回である場合。	申請税関 (保税担当部門)
		許可の取消して、蔵置場所が申請者の管理する保税地域でなく、他所蔵置場所でない場合。	申請者 貨物が蔵置されている保税地域
		許可の取消して、蔵置場所が申請者の管理する保税地域である又は他所蔵置場所である場合。	申請者
		許可の取消して、申請官署が蔵置場所を管轄する税関官署と異なる場合。	蔵置場所の管轄税関 (保税担当部門)

5 見本持出確認登録

システムを使用した見本持出許可申請により許可となった見本が保税地域等（他所蔵置場所を除く。）から一時持出しされた場合は、蔵置場所の倉主等は、「見本持出確認登録」業務（業務コード：MHO）を利用して、次の事項を入力し送信することにより速やかに一時持出しされた旨の登録を行う。

本業務で「一時持出日時」欄左に入力した内容は、管理資料「貨物取扱等一覧データ」（出力情報コード：SBS1700）に反映される。

なお、一時持出しされた旨の登録を取り消す場合も本業務で行う。

[1] 処理区分コード（「処理区分＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
一時持出	9
一時持出取消し	1

[2] 見本持出許可申請番号（「見本持出許可申請番号＊」欄）

見本持出許可申請番号を必須入力する。

[3] 一時持出年月日（「一時持出日時」欄左）

「処理区分＊」欄に「9」（一時持出）を入力した場合に、持出年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[4] 一時持出時刻（「一時持出日時」欄右）

「処理区分＊」欄に「9」（一時持出）を入力した場合に、持出時刻を24時間制（4桁）で入力する。